

管理栄養士免許等の申請に係る必要書類について

※ 原則住所地の都道府県を経由して申請してください。

※ 申請時に本人確認をいたしますので「身分証明書」をお持ちください。

☐ 新規に管理栄養士免許を申請する場合

【管理栄養士免許申請】

管理栄養士免許申請書（第1号様式）
収入印紙 15,000円分 ※ 貼らずにお持ちください。
管理栄養士国家試験の合格証書（写しも可） ※ 昭和61年までに管理栄養士養成施設に入学したものは別途確認。
「戸籍抄本」若しくは「戸籍謄本」、又は「住民票」 ※ 下記事項に注意し、書類をご準備ください。 ※ 発行日から6か月以内のもの ※ 本籍地又は国籍等が記載されているもの ※ 中長期在留者及び特別永住者は、国籍等が記載された住民票 ※ 中長期在留者は、旅券その他の身分を証する書類 ※ 合格証書と申請時の氏名又は本籍地が異なる場合、その変更履歴が確認できる戸籍抄本または戸籍謄本等（従前戸籍の記載を省略しないこと）を添付すること。
マイナンバーカードや住民票など個人番号（マイナンバー）が確認できるもの ※ 住民票は、個人番号(マイナンバー)が記載されているものに限る。(添付書類として持参した住民票での確認も可)
★ 希望者のみ 「管理栄養士登録済証明書」及び「住所等を記載し切手を貼った返信用封筒」 (免許証の交付は数か月要するため、1か月程度で発行される登録済証明書が必要な場合は提出してください。) ※ 申請後の希望は受け付けられません。

☐ 名簿登録事項(氏名・本籍地都道府県名・性別)を変更した場合

☐ 免許証の原本がある場合

【名簿訂正・免許証書換え交付申請】

管理栄養士(名簿訂正)・(免許証書換え交付)申請書（第4号様式）
〔名簿訂正〕1回につき950円分 〔書換交付〕2,350円分 合計した分の収入印紙 ※ 貼らずにお持ちください。 1回の場合 3,300円分
「戸籍抄本」又は「戸籍謄本」等（外国籍の方は住民票） ※ 発行から6か月以内のもの ※ 現在の「戸籍抄本」又は「戸籍謄本」（従前の戸籍の記載を省略しない）とし、変更前(登録されている内容)から現在の戸籍に至る経過を確認できない場合は、経過を確認できる戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍等を併せて添付する。 ※ 中長期在留者及び特別永住者は、国籍等が記載された住民票(個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの) ※ 中長期在留者は、旅券その他の身分を証する書類及び申請の原因となった事実を証する書類
管理栄養士免許証
★ 変更が生じた日から30日を過ぎて申請する場合「遅延理由書」

☐ 免許証を紛失(内容が確認できない汚損・破損含む。)した場合

【名簿訂正・再交付申請】

管理栄養士(名簿訂正)・免許証書換え交付申請書（第4号様式）
〔名簿訂正〕1回につき収入印紙 950円分 ※ 貼らずにお持ちください。
管理栄養士免許証再交付申請書（第6号様式）
収入印紙 3,300円 ※ 貼らずにお持ちください。
「戸籍抄本」又は「戸籍謄本」等（外国籍の方は住民票） ※ 発行から6か月以内のもの ※ 現在の「戸籍抄本」又は「戸籍謄本」（従前の戸籍の記載を省略しない）とし、変更前(登録されている内容)から現在の戸籍に至る経過を確認できない場合は、経過を確認できる戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍等を併せて添付する。 ※ 中長期在留者及び特別永住者は、国籍等が記載された住民票(個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの) ※ 中長期在留者は、旅券その他の身分を証する書類及び申請の原因となった事実を証する書類
身分証明書
★ 変更が生じた日から30日を過ぎて申請する場合「遅延理由書」

☐ 免許証を紛失(内容が確認できない汚損・破損含む。)した場合

【再交付申請】

	管理栄養士免許証再交付申請書（第6号様式）
	収入印紙 3,300円 ※ 貼らずにお持ちください。
	身分証明書
	★ 汚損、破損の場合「管理栄養士免許証」

《免許証の紛失等により登録年月日及び登録番号が不明な場合》

- ・登録内容の開示には身分証明書の確認が必要となりますので、電話等での対応はできません。
- ・登録内容は厚生労働省へ問合せが必要なため、確認に時間を要する場合がありますので御了承ください。

《備 考》

- ・身分証明書は原則写真付き(運転免許証、マイナンバーカード、旅券等)とし、その他は複数の確認が必要となります。
- ・原則、申請や免許証の受け取りは本人ですが、代理人の場合は申請者の身分証明書の写しが必要です。
併せて代理人の身分証明書を確認します。